

〔冠辭考二〕いすぐはし くちら

二二

۲۵۶

くぢらは鰐などの如く畏げにはあらねど、淮南子に、これを魚王也ともいへる如く、大魚の長なれば、ほめて勇魚イヌナとはいふべし、さて本のくぢらてう名に、ほむる辭を冠らせたまひしなり。伊斯イヌは伊左武イサムなるを、左武反須なれば、つゝめて伊須といへり、仍て萬葉に、其を勇魚と書り、久波斯ハシとば、名細花細などいふ如く、其物をほむる語なり。

〔古事記傳十九〕久治良佐夜流は鯨障にて、鳴羆へ鯨の罹ると云なり、如^シ此譬たまへる意は、思ひがけぬ大軍の來て、小謀^{チヒサキハカリゴト}の違へるとなり。○略 中さて鳴の小に對へて云むには、大に猛き物は鳥にも獸にもあるべきに、羆に似つかはしからぬ、海物の鯨をしも作^{ヨミ}賜へるは徒に大なる物を擇出賜へるのみにはあらず、此は此大饗の御饌物の中に、鳴と鯨とのありしに就て、即其物に寄て詔へるなり。然は似つかず。

日本書紀允恭三十一年三月丙午幸於茅渟宮衣通郎姬歌之曰等虛辭陪邇枳彌母阿閉櫛毛異舍儕等列宇彌能波摩毛能余留等枳弘

〔冠辭考〕伊_二いさなどり
なうだみ

一九
三

伊佐奈は鯨をほめたる辭にて、且海つ物の中に、かの魚王の鯨とるをもて、大海の稱言として
冠らせしなるべし。魚を那と云は古ことなりさてその海とつゞくるより、ウツリ轉て、濱とも灘ともいふは冠辭の例なり。

萬葉集二
鯨イサ
魚ナ
取トリ
淡ア
海フミ
乃ハ
海ウ
平ヲ
奥オキ
放サケ
而テ
榜コギ
來クル
船フネ
略○
下

天智天皇時之殞天殞而榜來船

略○下

萬葉集相聞 柿本朝臣人麻呂從石見國別妻上來時歌

イサナトリウミベラサシタリニカタマモキツモヨ